

職業紹介における手数料および返戻金制度について

当社では紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働省に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書または覚書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書または覚書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30 \quad \% \quad (\text{または} \quad 1,000,000 \quad \text{円})}}$ (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30 \quad \% \quad (\text{または} \quad 1,000,000 \quad \text{円})}}$ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の $\underline{\underline{30 \quad \% \quad (\text{または} \quad 1,000,000 \quad \text{円})}}$ 手数料負担者は 求人者 とします。
* 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

当社より紹介した方の雇用契約期間が短期間で終了した場合(本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る)、求職者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として下記の割合で払い戻しいたします。

- ・入社後、3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

許可番号 1 7 - ユ - 3 0 0 1 6 9

事業所の名称 株式会社 B E I N G